



市 章

大津市公報

平成29年11月10日
号外(第57号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 議 会 議 長 告 示

- 4 大津市議会政務活動費交付規程の一部改正..... 1

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第4号

大津市議会政務活動費交付規程(平成22年議会議長告示第5号)の一部を次のように改正する。

平成29年11月10日

大津市議会議長 仲 野 弘 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)	
会派広報紙	<p>1 政務活動費で支出を認める会派広報紙等の要件は、会派活動の内容を掲載し、次の各号のいずれかを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>配布方法が日刊一般紙である新聞折り込み等によるものが9割以上、かつ、発行部数5万部以上</u></p> <p>(2) <u>配布方法が街頭配布であり、かつ、発行部数5千部以上</u></p> <p>2 一略—</p> <p>3 <u>会派は、広報紙発行後、第1項各号に対応する次の各号に掲げる文書等及び成果物1部を、支出伝票に添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>委託先業者が発行する配布年月日、新聞ごとの折り込み部数及び配布地域を明示した明細書</u></p> <p>(2) <u>発行部数を証するもの</u></p>	会派広報紙	<p>1 政務活動費で支出を認める会派広報紙等の要件は、会派活動の内容を掲載し、次の各号のいずれかを満たすものとする。</p> <p>(1) <u>発行部数が5万部以上の会派広報紙等であって、発行部数の9割以上を次に掲げる方法のうちいずれか1以上の方法により配布するものであること。</u></p> <p><u>ア 日刊一般紙である新聞への折り込み</u></p> <p><u>イ 戸別に配布される無償の情報紙への折り込み</u></p> <p><u>ウ 戸別の郵便受けへの投かん(以下「ポスティング」という。)</u></p> <p>(2) <u>発行部数が5千部以上の会派広報紙等であって、街頭において配布するものであること。</u></p> <p>2 一略—</p> <p>3 <u>会派は、会派広報紙等を発行した後、その発行部数を証する書面及び成果物1部を支出伝票に添付しなければならない。この場合において、第1項第1号に掲げる方法により会派広報紙等を配布したときは、会派は、次に掲げる事項を明示した委託先業者が発行する書面を併せて支出伝票に添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>配布年月日</u></p>

			<p>(2) <u>日刊一般紙である新聞又は戸別に配布される無償の情報紙への折り込みによる場合にあってはその折り込み部数、ポストイキングによる場合にあってはその配布部数</u></p> <p>(3) <u>配布地域</u></p>
--	--	--	---

附 則

この告示は、平成29年11月10日から施行する。